

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のとおり
制定する。

令和2年6月8日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行
に伴うため。

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和
2年伊丹市条例第 号）

伊丹市国民健康保険税条例（昭和33年条例第26号）の一部を
次のように改正する。

附則第6項及び第7項中「第35条の2第1項」の右に「，第3
5条の3第1項」を加える。

付 則

この条例は，令和3年1月1日から施行する。